

B3S トランクサービス契約約款（一部抜粋）

第1条（約款の適用）

ビースリーソリューション株式会社（以下「当社」といいます。）は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）、国際電気通信連合条約（平成7年条約第3号）、条約附属国際電気通信規則（平成2年6月郵政省告示第408号）及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）に基づき、当社が提供する「B3S トランクサービス」（以下本サービスといっています。）に係る契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これにより本サービスの利用契約を締結した者（以下「契約者」といいます。）に本サービスを提供します。

第2条（約款の変更）

当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

第3条（本サービスにおける取扱い制限）

本サービスの取扱いに関しては、電気通信事業者（事業法第9条の規定により登録を受けた者又は事業法第16条第1項の規定により届出をした者をいいます。以下同じとします。）が定める契約約款等により制限されることがあります。

第4条（本サービスの内容及び料金）

当社は契約者に、当社が契約する電気通信事業者の回線（以下「本回線」といいます。）を再販し、この本回線は当社が別に定めるB3S音声コネクタゲートウェイに係る電気通信設備（以下、「本設備」といいます。）に接続されます。ただし、本設備は複数の契約者で共用される場合もあるものとします。

- 2 本回線の終端の場所は、当社が別に定める場所とします。
- 3 本設備は、当社が別に定める場所に設置するものとします。
- 4 契約者は本回線及び本設備と契約者が用意する内線用の端末（以下「契約者端末」といいます。）との間で内線転送、又は逆転送を行うものとします。
- 5 前第1項の料金は、料金表に定めるとおりとします。

第5条（個人情報保護）

当社は、契約に係る個人情報の取り扱いについては、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（総務省告示）」等の法令等を遵守します。

第6条（発信できない番号）

本サービスでは、発信できない番号があります。発信の可否については当社が別に定めるところによります。

第7条（利用契約の単位）

当社は、一つの契約者毎に本サービスの利用契約を締結します。

第8条（本サービスの利用契約申込み）

本サービスの利用契約の申込み（以下「契約申込み」といいます。）をしようとする者は、当社が別に定める契約申込書（その付属書類を含みます。以下同じとします。）を当社に提出して下さい。

- 2 当社は、次の各号に該当する場合には、契約申込みを承諾しない場合があります。
 - (1) 当社が本サービスの提供が技術的に困難と判断したとき。
 - (2) 本条第1項に規定する申込書の記載内容に虚偽の事実があることが判明したとき。
 - (3) 契約申込者が、過去に、本約款の定め等他当社のサービスにおいて、その利用約款の定め等に違反したことがあるとき。
 - (4) その他、当社の業務遂行上支障があるとき。

第9条（番号の付与）

本サービスに係る電気通信番号は、1の契約者の回線ごとに、1の契約者回線番号（電気通信番号規則第9条第1号に規定する電気通信番号又は電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号であって、当社が別に定めるものに限ります。）を、当社が別に定める条件により付与するものとします。

第10条（権利の譲渡・再販の禁止）

契約者は、本サービスの利用契約に基づいて当社から本サービスの提供を受ける権利の全部又は一部を、第三者に対して有償、若しくは無償を問わず譲渡及び再販売することができません。

第11条（契約者が行う利用契約の解除）

契約者は、本サービスの契約を解除しようとするときは、別に定める書面によりその旨を当社に届け出るものとします。

- 2 当社は前項の届け出を、毎月1日から25日までに受領した場合、その月の末日を解除日とし、毎月26日から末日までに受領した場合、翌月末日を解除日とします。

第12条（当社が行う本サービスの契約の解除）

契約者が次の事項に該当した場合、当社はその契約を解除することがあります。

- (1) 第8条第1項に規定する申込書の記載内容に虚偽の事実があることが判明したとき。
 - (2) 別記第2項の契約内容の変更に基づく届け出がないとき
 - (3) 第15条（利用の停止）第1項第1号、第2号及び第3号の規定により本サービスの利用停止をされた契約者が、その事実が発生した日より3ヶ月以内にその事実を解消しない場合
 - (4) 第15条（利用の停止）第1項第4号の規定により利用の停止をした場合において、契約者がなお同条第1項第4号に該当する場合
- 2 当社は、契約者が第15条（利用の停止）第1項第4号に該当する場合に、その行為が当社の業務の遂行に著しく支障を及ぼすと認められるときは、利用の停止をしないで直ちに本サービスの契約を解除することがあります。
 - 3 当社は、契約者が、第9条に規定する電気通信番号規則第9条第1号に規定する電気通信番号

の付与条件を満たさなくなった場合は、本サービスの契約を解除します。

4 契約者が次の事項に該当した場合、当社は何ら通知催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができるものとします。

- (1) 銀行取引停止処分を受けたとき。
- (2) 破産・会社更生・民事再生又はその他これらに類する手続申立があったとき。
- (3) 差押・仮差押・仮処分・強制執行・滞納処分を受けたとき。
- (4) 本サービスを公序良俗に反する行為や犯罪行為に結びつく行為に使用したとき。

5 当社が契約する電気通信事業者の休止又は廃止により、本サービスを提供することができなくなった場合は、本サービスの契約を解除することがあります。

6 当社は、第1項から第5項の規定により本サービスの契約を解除しようとするときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、通常の連絡方法を用いても通知できないときは、通常到達すべきときに通知がなされたものとみなし、又、第2項及び第4項による場合は解除後の通知となります。

第13条（利用の一時中断）

当社は、契約者から請求があったときは、本サービスの利用の一時中断（本サービスに係る本回線及び契約者回線番号等を他に転用することなく、一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第14条（利用の中止）

当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社又は当社が契約する電気通信事業者の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第16条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。
 - (3) 多数の不完了呼（相手先の応答前に発信を取止めることをいいます。以下同じとします。）を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社が認めるとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第15条（利用の停止）

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（当社と契約を締結している又は締結していた電気通信サービスに係る料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 本サービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、金融機関等において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。以下、この条で同じとします。）。
- (2) 当社と契約を締結している又は締結していた他のサービス契約約款の料金等について支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (3) 料金表2の項目5に規定する既に使用した料金を前払金から差し引いた差額が、通話料の金

額の最少額に満たなくなったとき、又は料金表2の項目6に規定する増額分保証金の支払いが当社の支払い要求の日付から7日以内に、当社がその支払いの事実を確認できなかったとき。

- (4) 前各号のほか、この約款の規定に反する行為であつて、本サービスにかかる当社又は当社が契約する電気通信事業者の業務若しくは当社又は当社が契約する電気通信事業者の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項第1号、第2号及び第4号の規定により、本サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。
ただし、前項第3号の規定に該当するときは、当社は契約者に通知することなく利用停止をすることがあります。
- 3 前項により、契約者に通知する場合において、通常の方法を用いても通知できないときは、通常到達すべき時に通知がなされたものとみなします。
- 4 前第2項又は前第3項の規定により本サービスの利用中止をされた契約者が、利用を再開しようとするときは、当社に再開の申し込みをする必要があるものとします。又この際、契約者は料金表の事務手数料を当社に支払うものとします。

第16条（通信利用の制限）

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生のおそれがあるとき、又は当社が設置する電気通信設備の障害その他やむを得ない事由が生じたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信、若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取扱うため、本サービスの利用を制限する措置をとることがあります。

第17条（通話品質）

- 本回線に係る通話品質は回線を設置する当社が別に定める電気通信事業者に依存します。
- 2 本設備と契約者端末との間の通話品質又は接続については、インターネット網に依存します。
 - 3 前2項により、当社は本サービスの通話品質又は接続に関する保証を行うことができないことについて、契約者は予め同意するものとします。

第18条（通話等の時間の測定）

本サービスの通話等の時間の測定は以下の通りとします。

- (1) 通話の時間は、本設備から発信された通信に、接続先の電話等が応答した時点から開始し通話等の終了までとし、当社が測定します。
- (2) 前号について、通話が月をまたぐ場合は終了月の通話とします。

第19条（国際通信の取扱い）

国際通信については、当社が別に定めるところにより提供致します。

第20条（外国における取扱制限）

国際通信の取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

第 21 条（国際通信の利用制限）

契約者は、コールバックサービス（発信する国際通信を外国から発信する形態に転換することによって通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）のうち、次の方式のものを利用し、又は他人に利用させる態様で国際通信を行ってはなりません。

| 区 別 | 方式の概要 |
|---------------|--|
| ポーリング方式 | 外国側から本邦宛てに継続して通信の請求が行われ、契約者がコールバックの利用を行う場合にのみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式 |
| アンサーサプレッション方式 | その提供に際し、当社が国際通信に係る通信時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑制されることとなるコールバックサービスの方式 |

第 22 条（月額料金の支払義務）

契約者は、その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日から起算して、契約の解除があった日までの期間について、「料金表 1 料金表 1-1 月額料金」に規定する月額料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの月額料金の支払いは、次によります。

- (1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の月額料金の支払いを要します。
- (2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の月額料金の支払いを要します。
- (3) 前 2 号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の月額料金の支払いを要します。

| 区 別 | 支払いを要しない料金 |
|---|---|
| 契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下、この表において同じとします。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。 | そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24 時間以上のものに限ります。）について 24 時間ごとに該当する日数を計算し、その日数に対応する月額料金 |

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第 23 条（通話料金の支払義務）

契約者は、次の通話について、第 18 条（通話等の時間の測定）より当社が測定した通話時間と「料金表 1 料金表 1-2 通話料金」及び「料金表 2 料金の計算及び支払い方法」の規定とに基づいて算定した通話料金の支払いを要します。

| 区 別 | 支払いを要する者 |
|---|----------|
| 本設備から行った通話（その本設備に係る契約者以外の者が行った通話を含みます。） | 契約者 |

- 2 契約者は、通話料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、当社が別に定める方法により算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

第 24 条（工事費用の支払義務）

契約の申込み又は工事等を要する請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、「料金表 1 料金表 1-3 工事費用」に規定する工事費用の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその初期費用が支払われているときは、当社は、その初期費用を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第 25 条（料金の計算方法）

料金の計算方法は、料金表に定める方法により、当社が計算します。

第 26 条（支払方法）

契約者は、料金等について、当社が定める支払期日までに、当社が指定する金融機関等において支払うこととします。

第 27 条（遅延損害金）

契約者は、本サービスに係る料金の支払いがある場合、支払期日までにその料金を支払わないときは、支払期日の翌日からその料金の支払いの日までの日数について、年 14.6%の割合で計算して得た額を遅延損害金として支払わなければなりません。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあったときは、この限りではありません。

第 28 条（責任の制限）

当社は、契約者が本サービスの利用に関して被った損害について、その原因の如何によらず、一切の賠償の責任を負わないものとします。

- 2 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供を行わなかったときは、その本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する料金表の月額料金（本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日が属する月の 1 日当たりの平均利用料により算出します。）を発生した契約者の損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 3 前項の規定にかかわらず、当社は、本サービスの提供をしなかったことの原因が、接続に係る他の電気通信事業者の責めに帰すべき理由により発生した障害であるときは、本サービスの提供をしなかったことにより生じた損害を賠償しません。

第 29 条（情報の管理）

契約者は、ユーザーID、パスワードその他本装置を利用する権利を認識するに足りる情報（ユーザーID、パスワードその他本装置を利用する権利を認識するに足りる情報が設定してある契約者端末を含みます。以下「接続情報等」といいます。）を自己の責任において管理するものとします。

- 2 契約者は、接続情報等を第三者に使用させ、第三者と共有し、又は売買、譲渡もしくは貸与してはならないものとします。
- 3 接続情報等の使用上の過誤又は第三者による使用により契約者が被る損害については、契約者の故意又は過失の有無を問わず、当社は一切責任を負いません。
- 4 契約者は、契約者の接続情報等により本サービスが利用されたときには、契約者自身の利用とみなされることに同意します。ただし、当社の故意又は重大な過失により接続情報等が第三者に利用された場合にはこの限りではありません。
- 5 契約者は、当社所定の方法により申し込むことで、接続情報等を変更することができるものとします。又この際、契約者は料金表の事務手数料を当社に支払うものとします。

第 30 条（消費税等）

本約款で規定されている料金（別添料金表の国際料金を除きます。）その他については、料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

- 2 本約款に係る料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- 3 前項の規定にかかわらず、通話料金の計算において端数が生じた場合の処理の方法については、料金表 2 料金の計算方法に定めるとおりとします。

第 31 条（裁判管轄・準拠法）

本約款に関し、当事者間に紛争が生じたときは、東京地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

- 2 本約款は日本国法に基づき解釈され、日本語版の日本語表現を優先するものとします。

第 32 条（閲覧）

この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第 33 条（特約）

この約款の一部条項において特約をした場合については、当該条項の定めにかかわらず、その特約事項を適用します。

別記

1 地位の承継

- (1) 契約者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、契約者の地位を承継します。
- (2) (1)の規定により契約者の地位を承継した方は、速やかに契約者の地位を承継したことを証明する書類を添えて、その旨を当社に届け出てください。
- (3) (1)の場合において、相続により契約者の地位を承継した方が2人以上あるときは、そのうちの1人を代表者と定め、前項の手続きをとってください。
- (4) (3)の規定による代表者の届出が無いときは、当社が代表者を指定します。

2 氏名等の変更

- (1) 契約者は、その氏名若しくは商号又は住所若しくは居所等、契約申込書に記載した事項のいずれかに変更があった場合には、そのことを速やかに、書面により当社に届け出るものとします。
- (2) 当社は、(1)の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

(実施期日)

この約款は、平成26年4月1日から実施します。